

平成 27 年(行ウ)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準 備 書 面 (7)

2 0 1 7 (平 成 2 9) 年 8 月 2 8 日

東京地方裁判所民事第 3 8 部 A 2 係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男 

同 二 関 辰 郎 

同 古 本 晴 英 

同 牧 田 潤 一 朗 

同 出 口 か お り 

同 藤 原 大 輔 

同 小 野 高 広 

目次

第1	各論（共通事項）	3
1	非公開を前提として作成されたものとの被告の主張の誤り	3
2	記載自体が一定の価値判断や評価を伴うことに基づく被告主張の誤り	7
3	「関係国」「他国」が特定されておらず「類似の事案」が広範に過ぎること	9
4	本件文書1から日本の対応について正確に予測することはできないこと	10
第2	各論（個々の反論）	13
1	1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分について	13
2	1ページ脚注3行目から6行目までについて	15
3	2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分について	16
4	項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分について	17
5	項目「日本の状況」に係る不開示部分について	18
6	項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示事由について	18
7	項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」について	20
8	項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について	22
9	項目「検討・意思決定プロセス」について	22
10	項目「武力行使の支持に至るプロセス」について	23
11	項目「米側への働きかけ」について	24
12	項目「米国以外の各国への働きかけ」について	25
13	項目「武力行使の法的側面」について	26
14	項目「武力行使支持の理由」について	26
15	項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」について	27
16	項目「情報収集・分析」について	29
17	項目「政策決定・実施」について	29
18	項目「国民への説明責任」について	30
19	「参考資料2（検証チーム名簿）」について	31

本準備書面では、被告準備書面(7)に対し、必要と認める限度で反論する。

第1 各論（共通事項）

1 非公開を前提として作成されたものとの被告の主張の誤り

(1) はじめに

被告は、本件文書1は非公開を前提として作成されたものであり、それが「その後公開されることとなれば、それによる不利益を憂慮して資料に必要な内容を全て記載すること、ひいては資料の作成自体をちゅうちょすることは当然」と主張する（被告準備書面(7)12頁）。しかし、仮に非公開を前提に行政文書が作成されていたとしても、そのことを根拠として直ちに不開示を正当化できるものではないし、これまでに原告が述べてきたとおり、本件文書1について非公開を前提として作成されたと認める根拠もない。以下、分けて論じる。

(2) 仮に非公開合意が存在しても不開示を正当化できるわけではないこと

ア 情報公開法の立法経緯に照らした検討

文書の作成時や入手時に非公開を「前提」としたからといって、情報公開請求に対する判断において、そのことゆえに直ちに不開示が正当化されるものではない。

このことは、情報公開法の立法経緯からも明らかである。例えば、審議・検討等に関する情報（法5条5号）につき、合議制機関の会議に関する情報の開示・不開示の判断をその合議制機関の議決などにより決する条例の例などもあるが（山口市情報公開条例5条8号、北海道足寄町情報公開条例9条8号等）、情報公開法は、そのような考え方を採用しなかった。立法資料として重要な「情報公開法要綱案の考え方」（乙2）では、「審議会に関する情報の開示・不開示の判断は、当該審議会の議決等により決せられるものではなく、当該審議会の性質及び審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な

意見の交換等を『不当に』損なうおそれがあるか否かにより判断されることとなる。」とされた（乙2・478頁）。また、法人等に関する情報においても、行政機関が情報収集をする際、公にしないとの条件で任意に提供されたいわゆる任意提供情報であっても、直ちに非公開になるわけではない。この点につき「情報公開法要綱案の考え方」では、一方で、「行政機関の要請を受け、非公開とする約束の下に初めて提供することを決めた当該情報の提供者における非公開取扱いに対する期待と信頼は、保護に値する」と述べ、行政機関に対して情報を提供する法人等の利益に配慮しつつも、「不開示情報を定めるに当たって、非公開約束がある場合にはすべて不開示とするのではなく、非公開約束の下に提供された情報が、当該情報の性質上、法人等又は個人における常例として公にしないこととされている場合など、公にしないことにしてほしいという法人等の申出が常識的にも理解できる場合に限る旨の要件を付加することは、不開示情報を合理的な理由があるものに限定するという、この法律の趣旨に合致する」としている（乙2・473頁）。

「情報公開法要綱案の考え方」に示されていた以上の考え方は、現に情報公開法に取り入れられている。情報公開法は、「文書作成者や審議会等が情報を公開しない旨決定した場合にそのことを根拠に不開示を正当化する趣旨の条項」を取り入れておらず、審議・検討等情報（法5条5号）では、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」等があるか否かを不開示事由該当性の基準にし、事務事業情報（法5条6号）でも、「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」か否かを基準としている。さらに、法人等情報については、「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に限って不開示事由になりうるとしている（法

5条2号ロ)。

さらに、ここで非開示の決定等を尊重するか否かが検討されていた審議・検討等情報及び法人等情報に関し、次の点に留意する必要がある。

まず、審議・検討等情報について、以上のような議論がなされたのは、同情報について、「適正な意思決定が損なわれないようにする必要」(乙2・477頁)を考慮したためであり、あくまでも、「行政機関としての最終的な意思決定前の事項」(同)に関して適切な開示範囲を画するためである点に留意する必要がある。この点、本件文書1に関連した「行政機関としての意思決定」は、イラク戦争開戦時である2003年3月にすでに済んでおり、本件文書1は事後的に当時の意思決定を検証した文書にすぎない。それゆえ、「行政機関による適正な意思決定が損なわれないようにする必要」といった配慮はそもそも本件文書1には当てはまらない。

また、法人等情報で上記議論の対象とされているのは、行政機関に対する任意提供情報である。提供が任意の場合であるため、「公にしないとの条件」を行政機関が尊重しない場合には、そもそも法人等から情報が提供されなくなるのが想定される。したがって、行政機関が法令に基づいて法人等に提出を義務付けられる文書等の場合には「公にしないとの条件」は考慮されないし、ましてや本件文書1のように行政機関自身が職務上作成する文書について、行政機関内部で「公にしないとの条件ないし約束」がなされたとしても、そのことが開示・不開示に影響することなど到底考えられないのである。

以上のとおり、文書の作成時に非公開を仮に「前提」としていたとしても、そのことを根拠として直ちに不開示を正当化できるものでないことは明らかである。

イ 公文書管理法に照らした検討

そもそも、国が作る公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用しうるものである」(公文

書管理法1条)。そのため、公文書管理法は、行政機関の職員に文書の作成義務を課しているが、それは、国の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにするという同法の目的の達成に資するためとされている(同法4条柱書)。

すなわち、公文書の作成は、行政機関の内部的な都合や基準だけに基づいて行われるものではなく、現在および将来の国民が、行政機関の諸活動の内容を検証できるようにするという目的に適うよう行われるのである。したがって、仮に外務省の担当者が内部的に文書を公開しないとといった特定の意図や目的をもっていたとしても、そのことを、直接、非公開の判断に結びつける解釈が認められるものではない。

(3) 本件文書1について非公開を前提にしていたと認める根拠はないこと

これまで原告は、本件文書1がそもそも非公開を前提として作成されたものであるとする根拠が明らかでないと指摘してきた。これに対し、被告は、「本件検証の目的は、対イラク武力行為を支持するに至った外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証し、今後の政策立案・実施に役立てることにあった」との主張を繰り返している(被告準備書面(5)8頁、(7)12頁等)。

しかし、まず、原告が非公開を前提として作成された根拠が明らかでないと指摘しているのに対し、被告が、それには直接答えず、「検証の目的」を持ち出した反論しかできていない点において、被告は、本件文書1について非公開を前提として作成した根拠、たとえば具体的取り決めや手続が本件文書1について存在しないことを自認しているに等しい。

次に、被告が指摘する「目的」から直ちに本件の報告書が非公開になるとすることには、論理の飛躍がある。「今後の政策立案・実施に役立てる」ことは、なにも外務省という一つの省庁の(一部の)者だけが関与する事柄ではない。政策の立案・実施は、政府や国会、ひいては主権者たる国民らが広く事実を把

握した上、様々な方法で意見表明、意思表示を行うなどの民主的手続を経ることによって決定されるべきことであるから、被告の指摘は誤りである。

2 記載自体が一定の価値判断や評価を伴うことに基づく被告主張の誤り

被告は、本件文書1が原資料等を取捨選択し、記載をまとめたものであることをもって「記載自体が一定の価値判断や評価を伴うもの」と主張し、記載分量が少ないとしても、3号あるいは6号所定のおそれがあると主張する。

しかし、記載自体に一定の価値判断や評価を伴うからといって、なぜ、不開示事由該当性が認められるのか不明であり、被告の主張には論理の飛躍がある。

一般に、網羅的に事実やデータを羅列しただけの文書など一部の例外を除けば、基本的にすべての行政文書は記載自体に一定の価値判断や評価を伴うものである。本件文書1のように報告書の体裁でまとめられた文書が一定の価値判断や評価を伴うことは当然であり、「行政文書の公開を原則」とする情報公開法が、一定の価値判断や評価を伴うことを根拠として不開示事由該当性を認めるような仕組みとして制度設計されているとは到底考えられない。

さらに、原資料を取捨選択するなどして事後的に作成した報告書に示されている価値判断や評価は、必然的に、相当程度抽象化されているはずであり、一般的に考えても、法5条3号の「おそれ」や、5号ないし6号の法的保護に値する蓋然性を認めるに足りる具体的な支障はないか、報告書作成の基礎となった原資料等に示されている価値判断や評価の場合より、そのような「おそれ」は少ないはずである。

このように、「一定の価値判断や評価を伴う」という多くの行政文書が一般的に有する性質の説明だけでは不開示事由該当性の説明としては足りないから、被告は、3号に該当する事情を具体的に説明する必要がある。

従前、被告は、被告準備書面(5)において、「不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程

度重視していたか推察することが可能となり、ひいては・・・他国との交渉上
不利益を被るおそれがある」(被告準備書面(5)14頁)と主張し、記載の分量が
重要な意味を持つことを前提として、分量自体から、検証に当たって当該項目
をどの程度重視していたかが推察できると述べ、3号該当性を主張していた。

ところが、被告が現に一部開示した文書(甲5)では、報告書のページ数や
各項目の記載分量が具体的にわかる状態になっていることを原告が指摘して
反論すると、今度は、被告準備書面(7)において、「本件文書1には、我が国が平
成15年3月の米英等によるイラク武力行使を支持するに至った検討・意思決
定過程を明らかにする上で特に取捨選択された有意な情報が凝縮して記載さ
れている」(被告準備書面(7)7頁)という主張を始めるに至った。そのうえで、
「分量の多寡という形式論に着目」した原告の主張は失当であると主張したり、
「要点を絞って記載しているもの」、「対イラク武力行使という国際政治上及び
各国の安全保障政策上機微な問題に関する意思決定を行うにあたり、我が国と
して重要な考慮要素としていた点がむしろ鮮明に表れている部分といえ、・・・
記載自体が一定の価値判断や評価を伴うもの」であると主張するに至った。

このように、記載の分量に関する被告主張は変遷しており、都合よく場当た
り的な主張をしているにすぎない。この経緯は、被告が本件文書1の不開示事
由該当性を真摯に検討したというよりも、開示しないという結論が始めにあつ
て、その結論に沿うように理由付けを後から無理に主張しているという疑念を
抱かせるものである。被告準備書面(7)で被告が随所で強調する「記載自体が一
定の価値判断や評価を伴う」という主張は、該当する不開示部分の分量が多く
ないことが既に露見していることを被告が後から認識し、開示を拒む理由とし
て無理に持ち出した疑いがある。

これまでに原告が主張してきたように(原告準備書面(2)2頁等)、法5条
3号の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある
というためには、行政機関側が、行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに

足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証したうえで、開示しないことの利益が開示することの公益性を上回ることにつき合理的根拠を示す必要がある。上記で述べた被告主張の変遷の経緯は、行政機関の長の判断の公正妥当性を疑わせる事情であり、少なくとも「行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係の主張立証」が被告によって尽くされたとは到底言えないことを示している。

3 「関係国」「他国」が特定されておらず「類似の事案」が広範に過ぎること

(1) 被告の主張

被告は、「被告のいう『類似の事案』とは、『いずれかの国が武力行使を行う場合であって、我が国としての立場・政策を定める必要を生じさせる程度及び我が国としての立場・政策を定めるに当たっての考慮事項等について、対イラク武力行使の場合と一定程度の類似性が認められる』事案であり、飽くまでも、『いずれかの国が武力行使に及ぶ』という国際社会における特殊な事態が発生していることを前提に、その上で我が国として何らかの立場・政策を定める必要性が生じているという、限定的な状況を明示している」、「『関係国』を、上述した『類似の事案』の発生を前提に、当該武力行使に直接間接の利害を有する国を指すと説明しており、『類似の事案』を広く一般化しすぎている』ものではない」（被告準備書面(7)4～5頁。傍点原告代理人。以下同じ）と主張する。

(2) 被告の主張は状況を限定していない

しかしながら、そもそも、紛争が生じた地域、時代背景、紛争の具体的内容、武力行使に至る経緯などは様々であり、「対イラク武力行使の場合と〔の〕一定程度の類似性」という指標はあいまいである。

被告は、「『いずれかの国が武力行使に及ぶ』という国際社会における特殊な事態が発生していること」、「我が国として何らかの立場・政策を定める必要性

が生じているという、限定的な状況」という表現を用いることで、「類似の事案」がいかにも特殊で限定されているかのように主張する。しかし、「いずれかの国が武力行使に及んでいる」状況は、世界のどこかではほぼ常時みられることであるし、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に寄与しようとしている日本の姿勢に照らせば、日本として何らかの立場・政策を定める必要がある「類似の事案」も多数存することになる。また、政治や経済のグローバル化が進展している現在の国際社会においては、「武力行使に直接間接の利害を有する国」は世界中に広がりうるから、どの国であっても「関係国」「他国」と言い得ることになる。結局のところ、被告のいう「類似の事案」「関係国」「他国」は、なんら限定されていない。

このように、被告が3号該当性の根拠とする「関係国」「他国」「類似の事案」に関する主張は、きわめて抽象的なものであり、被告の反論は、広く一般化し過ぎていてという原告の主張に対する適切な反論たり得ていない。法5条3号の該当性を主張するにあたり、被告は、「行政機関の長の判断の公正妥当を担保するに足りる可能な限り具体的な事実関係を主張立証」しているとは到底言えない。

4. 本件文書1から日本の対応について正確に予測することはできないこと

(1) 被告の主張

被告は、「本件文書1の内容が明らかにされることで、関係国が我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」、「対イラク武力行使に関する問題と類似の問題では情報収集や渉外活動の手法も共通する点が多い」(被告準備書面(7)6～7頁)と主張する。

(2) 原告の反論

ア 過去の特異な事例であること

しかしながら、すでに、原告準備書面(5) 13～14頁で指摘したとおり、本件文書1は対イラク武力行使（この武力行使の根拠となったはずの大量破壊兵器が結果的に発見されなかったという特殊な事案である。）について日本が政策判断をする際に作成された書類ではなく、検証のために事後的に作成されたものである。それゆえ、政策決定過程の生の事実それ自体が表現されているわけではなく、原資料や聴き取り結果を取りまとめたものが記載されているに過ぎず、かつ、その分量も報告書の本文部分は17頁程度しかない。したがって、本件文書1に記載されている情報は、原資料や聴き取り結果そのものなどの具体的なものとは異なるから、自ずと抽象化されていて当然である。そうすると、そのように抽象化された情報からは、日本の今後の対応等を正確に予測することなどできないことは明らかである。この点については、原告の反論として、原告準備書面(6)において、外国の報告書に基づく主張も行ったとおりである。

イ 「時の経過」

加えて、本件文書1において検証の対象となっているのは、「2002年初めから2003年3月の米英等による対イラク武力行使に至るまでの外務省内における検討や意思決定過程」（甲4の1）であり、当時からすでに15年程度の時が経過している。このような「時の経過」によって、国際情勢、社会情勢、当該情報に係る事務の進行の状況等の事情が当時とは大きく異なっているし、情報収集の手法なども当時と異なっていて当然である。

この点、被告も「当時の我が国の施策決定に向けた情報収集活動、外交活動、あるいは、省内外での調整活動の手法やノウハウまでもが、全て改められるわけではない」、「本件検証以降も対応の際の視点や考慮事項は共通のものもある」（被告準備書面(7)9頁）などと主張し、手法やノウハウ、考慮事項の一部が当時と異なっていることを自認している。

また、外務省が公表している「対外情報機能の強化に向けて」（甲33）に

よれば、「戦後の我が国外務省の情報組織は、80年代、90年代、及び昨年（原告代理人註：2004年）と3つの主要な改編を遂げ〔た〕」（同3枚目）、
「情報機関は絶えざる改編・改良努力の繰り返しであり、今日においても、イラクの大量破壊兵器問題に見られたように、その活動のあり方につき問題点が指摘され、改善の模索が続けられている」（同7枚目）などと記載されているように、本件文書1の検証の対象となった「2002年初めから2003年3月」以降に、外務省の情報組織は主要な改編を遂げたことや情報機関は日々改編・改良がなされていることが明らかにされている。

そうすると、本件文書1において検証されている、現在においては採用されていない手法やノウハウ、考慮されることがなくなった事項について開示したとしても、これらによって、日本の今後の対応等を正確に予測することなどできるはずはない。少なくとも、これらの開示まで拒否する合理的理由は存在しないといえることができる。

第2 各論（個々の反論）

1 1 ページ 2 1 行目 1 7 文字目から 2 2 行目まで及び参考資料 3 に係る不開示部分について

(1) 3 号に該当しないこと

被告は、「本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数、作成時期及び資料の内容を示す標目」（被告準備書面(5) 1 1 頁）の内容が明らかになることにより、どのような理由で日本政府の情報源、情報収集能力が明らかになるのか明らかになっていないとの原告の主張に対して、いくつかの反論を行っている。

まず、被告は、「資料の内容を示す標目を参照すれば、具体的な国名・機関名および人名を含む情報収集先や、収集した内容を把握することができる」と主張する。しかし、被告の主張によっても、標目中には「情報収集先、収集した情報内容を示す標目もあり」ということであり（被告準備書面(5) 1 1 頁、下線は原告代理人）、標目の一部にのみ損する事情から標目すべての不開示を正当化することはできない。また、国名や機関名は、米国を始めとする欧州各国や、国連機関である国連大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）や国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）等であろうことは合理的に予想できるのであり、公にすることに支障があるとは考えられない。

また、被告は、「多数の標目全体を総覧・分析することで、情報収集先がどの程度多岐に渡っているか、情報収集先となっていない国・機関はどこか、又は重点的な情報収集先となっている国・機関はどこかなどを読み取ることができる」、「不開示部分には資料の標目ごとにその作成時期が記載されているため、当該資料作成の前提となった外交活動の時期や、特定の時期に集中して資料が作成されている状況及びそれに対応する外交活動や国際情勢等を把握する材料となる。すなわち、作成時期及び情報収集先や収集した内容からは、対イラク武力行使をめぐる情勢が展開する中、我が国がいかなる節目においていかなる情報収

集先からいかなる内容の情報を得ていたか、又は得ようと試みていたか。また我が国が当該情報をどの程度重視していたかを把握することができ(る)」と主張する(被告準備書面(7)10頁)。

被告によるこれらの説明で明らかになったのは、不開示部分に記載されている内容は、「日本がいかなる節目においていかなる情報収集先からいかなる情報を得ていたか等」といった被告が公に知られることを懸念する内容それ自体ではなく、そういったことを「読み取ることができる」、「把握する材料となる」、「把握することができる」と被告が述べるとおり、せいぜい、そういった情報を推測する手がかりになりうる程度の情報である。しかし、原告準備書面(6)で主張し、また、チルコット報告書について以下で述べるとおり、諸外国の報告書では、そういった手がかりとなりうる程度の情報ではなく、被告が公に知られることを懸念する内容それ自体に相当する事項を詳細に報告し公表しているのである。

推測の材料が断片的に明らかになるという程度の事情で、将来、起こるかどうかもわからない事態を念頭に「他国との交渉上不利益を被るおそれ」「我が国の安全が害されるおそれ」があると認定することはできない。

次に、被告は、原告の反論を受け、標目のうち、関係国・機関の高官の氏名を記したものについて、公にすると当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるとの主張の補足として、「本件は、対イラク武力行使をめぐる情勢という、国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に係る情報収集に関するものである。このような性質の案件に関する情報提供は、情報提供先との信頼関係のもと、情報内容や情報提供元を公にしないことが当然の国際慣行」だと主張している(同11頁)。

しかし、被告がいう「当然の国際慣行」など存在しない。現に、例えば、イラク戦争に関するものでも、イギリスのチルコット報告書では、ブレア英国首相(肩書は当時。以下同じ。)が、ブッシュ米大統領、ブリックス国連監視検証査

察委員会 (UNMOVIC) 委員長、アズナール・スペイン首相、シラク仏大統領、ラゴス・チリ大統領、バルケネンド・オランダ首相、アナン国連事務総長ほか各国首脳や国際機関の高官と会合を持ち、あるいは会話をしたこと、イーゴリ・イワノフ・ロシア外務大臣と英国ストロー外務大臣が会話をしたことが、いずれも日付を特定したうえで、その内容を含めて明らかにされている(甲23の1、3)。

被告が主張する「当然の国際慣行」は、裁判所に明らかな事実ともいえない。それにもかかわらず被告がそのような「国際慣行」の存在を主張するのであれば、その存在及び内容を立証すべきである。

(2) 6号に該当しないこと

本件文書1が非公開を前提に作成されたとの被告の主張への反論は、前記第1、1で述べたとおりである。

2 1 ページ脚注3行目から6行目までについて

インタビュー対象者が明らかになると工作活動や脅迫の対象になるとの被告の主張に対し、原告は、イラク戦争開戦当時、意思決定に関与していた者は、すでに公になっていると反論をした。

これに対し、被告は「対イラク武力行使の約10年後に、我が国の対応を検証するためのインタビューの対象者として選定されていることは、対イラク武力行使に関する意思決定において実体的な関与があったことを推測させるものであり、これが明らかになることは、当時の資料に『主管』ないし『協議先』として肩書が記載されることと全く性質を異にするもの」と主張している(被告準備書面(7)13頁)。

しかし、そもそも被告が主張するような「工作活動」や「脅迫」が行われる蓋然性自体疑わしいが、少なくとも、対イラク武力行使に関する意思決定を日本政

府が現に検討している時点で幹部の立場にあった者に対し、今後なされる意思決定に不当な圧力をかけようとしてそのような働きかけをする“危険性”の方が、それから10年が経過しすべてが過去のことになってから、かつての関与が推測される者に対して働きかけをする“危険性”より遥かに高いはずである。インタビュー対象者は「工作活動」「脅迫」の「対象となる蓋然性がより高い」との被告の主張は誤りである。

3 2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分について

被告は、原告が不開示部分の記載内容は、すでに外務省がウェブサイトで公開していると主張したことに対し、「本件検証を行う上での前提となる事実関係の整理として作成された当該不開示部分と、広く一般に当時のイラク情勢を客観的に説明することを目的として作成された当該公開情報ではおのずと性質が異なる」として、仮に、当該不開示部分と上記のような公開情報に共通の内容が含まれているとしても、その趣旨や位置付けも異なる」と反論するが（同14頁）、有効な反論になっていない。そもそも、趣旨や位置付けが具体的にどのように異なり、本件文書1の場合には、それゆえになぜ不開示事由に該当するのかを説明しなければ反論たりえないが、当該不開示部分が「検証を行う上での前提となる事実関係の整理」であったとしても、客観的な事実としては共通する事項が記載されていることに違いはない。被告の主張は、性質、趣旨や位置づけが異なるとしても、少なくとも記載内容は同じであることを認めたものと理解できる。

なお、すでに指摘した資料だけでなく、外務省は、大量破壊兵器問題については、様々な形で繰り返し事実関係を整理して公にしている。準備書面（6）でも指摘したとおり、「イラクにおける大量破壊兵器問題（参考）」として、この問題だけを取り上げて事実関係を整理している（甲28）。これらの事実整理に記載のない内容が、本件文書1に記載されているのであれば、その旨主張がなされるは

ずであるが、被告はそのような主張はしてはならない。該当する不開示部分が、被告の主張する「公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能」になり、不開示事由としての他国との交渉上不利益を被るおそれ等を推認する基礎になるものではない。

4 項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分について

本件の不開示部分は、甲第5号証によると、「国際社会の情勢」という極めて広いテーマをわずか1頁程度に整理したに過ぎない。この程度の記載であるにもかかわらず、被告は、いまだ、「将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、それがイラクではない国であったとしても、我が国が重要な考慮要素とする点の多くは本件検証の内容と共通するのであり、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる」(被告準備書面(7)15頁。下線は原告代理人)と主張している。この程度の分量の記載から、日本の今後の対応等を正確に予測することなどできるはずがなく、被告は強弁をしているに過ぎない。

被告は、「我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素を、項目分けを行いながら、要点を絞って記載しているものである。それゆえ、当該不開示部分は、対イラク武力行使という国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に関する意思決定を行うにあたり、我が国として重要な考慮要素としていた点がむしろ鮮明に現れている部分といえ、項目分けの仕方やその記述内容をも含め、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うもの」と述べる(同14頁)。

しかし、前記第1、2で述べたとおり、項目分けの仕方や短い記述でも「一定の価値判断や評価を伴う」ことは当然であり、そのことを踏まえたとしても、他国が日本政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、さらには日

本の今後の対応等を正確に予測することができるとは到底考えられない。被告が主張する程度の“懸念”は極めて抽象的で、法的保護に値する蓋然性があるとは到底いえない。

5 項目「日本の状況」に係る不開示部分について

被告の主張によると、この不開示部分には、「当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、いわゆる9.11同時多発テロ事件を受けた我が国の対応、及び、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった、対イラク武力行使前後の我が国の外交努力を中心とした我が国を取り巻く情勢」（被告準備書面(5)21頁）、さらに「当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、当時我が国が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述」も含まれているとしている（被告準備書面(7)15頁）。

被告の説明によれば壮大なテーマの記述がこの不開示部分になされていることが伺われるが、この不開示部分は、分量的にわずか10行程度である。被告は、項目4「国際社会の情勢」に関する主張を引用し、分量は問題ではないと主張するが、それに対しては、原告が第1, 2等で述べた反論が妥当する。

6 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示事由について

被告は、本件不開示部分は、「本件検証の観点から必要な事項が取捨選択されており、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うものとなっている。また、その記述中に一部公になっている事実が含まれるとしても、それらは甲第9号証のように機械的に羅列されているのではなく、各事項が具体的かつ詳細に、前後の関連性、評価を伴った一連の文章として記載されている」（同16頁）、そのため、公刊物等で公になっている事項が一部含まれ得るとしても、その余の事項の切り分

けは困難だと主張している（同17頁）。

しかし、まず、被告も公表資料に含まれている情報と同一の情報が不開示部分に含まれていることは認めている。それゆえ、現状の決定は、本来であれば開示すべき情報を区別せずに不開示扱いしていることが明らかであり、不開示部分が広汎にすぎ、その点においてすでに取り消しを免れないものである。

次に、公刊物等で公になっていない事項が仮に一部含まれているとしても、その部分について不開示事由該当性が認められることが必要である。仮に、情報公開法に依らなくても見られる公表情報しか情報公開法の下で開示請求できないとすれば、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図〔る〕」ことを目的とした情報公開制度（情報公開法1条）の意味はなくなってしまうから、非公表情報について、不開示事由に該当するか否かを厳密に検討する必要がある。この点、すでに述べたとおり、特定の文章に一定の価値判断や評価を伴うのは当然のことであるから、そのことから直ちに不開示事由該当性が認められるものではない。さらに、記載内容は、「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」という事実を対象としているから、同じ事実について外務省が公にしている同種の資料と大きく異なることは考えがたい。したがって、被告はどの程度重なっているかを曖昧にすることを意図してか「含まれる」という言葉を用いているが、大半は公になっている資料等と内容において重複していると考えの方が合理的である。ほぼ重複する内容が記載されている資料が公になっていると考えられる以上、仮に被告主張のとおり「切り分けが困難」であるとしても、量的に少ないはずの未公表部分から、被告が懸念するような支障のおそれが生じることは考えがたい。

2002年11月から2003年3月20日のイラク戦争開戦日までの英国の対イラク戦略の展開について論じているチルコット報告書の目次（甲23の1～3）を見ると明らかなおおり、チルコット報告書では、「対イラク武力行使支持に至る英国政府の検討過程・外交努力の外観」を約560頁にわたって（原告準

備書面(6)別紙3冒頭、甲23の1～3)詳細にまとめて公表している。全体でわずか2頁半程度の分量にすぎず、しかもその多くは公表されている情報と同じと考えられる本件文書1の該当箇所の記述に、被告が主張するような不開示事由があるとは考えがたい。

さらに、そもそもの問題として、被告は「切り分けが困難」と主張するが、文字列で記載された報告書である以上、「切り分けが困難」ということ自体考えがたい。上述のとおり、情報公開法は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることを目的とした制度である。行政文書の多くは、既公表の情報と未公表の情報を混在させていると考えられるが、そのような文書について「切り分けが困難」という形式的議論を安易に認めて全体の不開示を許容することになれば、上述した情報公開法の目的を果たせなくなるであろう。

7 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」について

被告は、「他国による当時のイラク情勢に関する評価・分析に係る内容という、他国の情報収集能力等に関わる内容も含まれている」から、これを公にすると他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると主張する。

しかし、例えば、当時のイラク情勢に関する評価・分析について、イギリスはチルコット報告書のセクション4.3(甲23の4)ですでに公にしている。また、原告準備書面(6)でも述べたように、当時のイラク情勢に関する評価・分析を検証等で公にしている国は、イギリスに限らない。

このように、他国は日本と異なり、当時のイラク情勢に関する評価・分析を含む政策決定過程を積極的に検証し、その結果を公表しているのであり、この項目を公にすると他国との信頼関係を損なうとの被告の主張は当てはまらない。

また、被告は、「国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な性質の情報提供」は情報内容のみならず情報提供元も公にしないことが「当然の国際慣行である」

と主張する。しかし、前述のように、対イラク武力行使に直接加わったイギリスも、他国の首脳や高官の具体名や具体的日付を明示したうえで、会合や会話の内容を詳細に含んだ検証結果報告を公表している。このことからすれば、そのような国際慣行があるとはとても考えられない。

さらに、被告は、当該不開示部分には、「情報収集のための在外公館を含む省内外に対する指示内容・・・情報共有状況についての分析も含む」ことを理由に、開示すると、「我が国政府の政策検討・意思決定の手法、・・・我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となる」から、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるうえ、日本の安全が害されるおそれもあると主張する。しかし、日本が、どのような他国との関係でいかなる交渉上の不利益を被るかの具体的な説明は依然としてなく、具体的にどのような理由で日本の安全が害されるおそれがあるかの説明もない。日本の政策検討や意思決定の手法に関する情報というだけで、その内容も公にしてはならない情報であるとすることはできない。

本件文書1は、原資料等に基づき、これらを分析した内容を概括的にとりまとめた内容が記載されている文書であり、記載は抽象化されているはずであり、当該不開示部分に「公表された事項も多数含まれている」(被告準備書面(7)19頁)ことも踏まえると、法5条3号該当性があるとは考えがたい。

被告は、記載全体が評価・分析を伴うことを挙げて、一部の公開された情報及びその収集先と、その余の事項を切り分けることは困難であると主張するが、前述のとおり、文字列で記載された報告書について、その区別が容易でないとは考えられない。被告も公表資料に含まれている情報と同一の情報が不開示部分に含まれていることは認めている。それゆえ、現状の決定は、本来であれば開示すべき情報も区別せずに不開示扱いにしていることは明らかであり、不開示部分が広汎にすぎ、その点においてすでに取り消しを免れないものである。

また、報道機関が公表していても、政府が公表することとは異なるとの被告の主張にも合理的理由はなく、少なくとも公表された情報と同一内容の情報について

て不開示事由に該当しないことは明らかである。

また、第1, 2で前述したとおり、作成者による価値判断や評価がわかるからといって6号該当性を認めることはできない。

8 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について

被告は、3号該当性について、当該不開示部分を開示すると、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使当時と同様に日本としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合における弊害があると主張するが、依然として主張は抽象的であり、日本が、どのような他国との関係でいかなる交渉上の不利益を被るかの具体的な説明はなく、具体的にどのような理由で日本の安全が害されるおそれがあるかの説明もない。

また、被告は、本件文書1に当該事実が記載されること自体が一定の価値判断や評価を含むとして、開示すると日本の情報分析能力や考慮事項を示すことになると主張するが、前述のとおり、報告書作成者による一定の価値判断や評価を含むことは当然であって、そのことが不開示事由該当性を認める理由になるとは考えられない。報道機関が公表していても、政府が公表することとは異なるとの被告の主張にも、合理的理由はなく、少なくとも公表された情報については不開示事由に該当しないことは明らかである。

9 項目「検討・意思決定プロセス」について

被告は、分量のみに着目して不開示事由の有無を論難する原告の主張は失当であると反論するが、前記第1, 2のとおり、原資料を取捨選択、抽象化して作成した本件文書1は、必然的に、原資料より相当程度抽象化された記載になるはずであるし、それゆえ、少ない分量での記述になっていると考えられる。このことからすれば、二次資料に過ぎない本件文書1について、3号の「おそれ」や、5号ないし6号の法的保護に値する蓋然性を認めるに足りる具体的な支障がある

とは考えがたい。

被告は、甲第11号証に記載された情報と同一内容の情報が記載されていたとしても、項目9の「不開示部分は、対イラク武力行使の問題に係る我が国の政策決定プロセスの検証という観点からの記述がなされおり」と主張するが、検証目的という観点の違いゆえ、なぜ不開示事由に該当すると言えるのかの説明はない。また、その部分のみを切り分けることは困難であるとの被告の主張についても、前述のとおり、文字列で記載された報告書である以上、その区別が容易でないとは考えられない。被告も公表資料に含まれる情報と同一の情報が不開示部分に含まれていることは認めている。それゆえ、現状の決定は、本来であれば開示すべき情報も区別せずに不開示扱いしていることは明らかであり、不開示部分が広汎にすぎ、その点においてすでに取り消しを免れないものである。

10 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について

被告は、国家間の協議の内容は、当初から公表を予定して行われる場合でない限り、一方的な公開は相手方との信頼関係を損なうため、基本的には不開示として取り扱うのが当然の国際慣行であると主張する。

しかし、第2, 1でも指摘したとおり、チルコット委員会報告書には、イギリスと他国との協議内容も詳細に書かれている。また、オランダの報告書でも、同報告書の要約部分によれば、「イギリスが〔オランダの〕首相と連絡をとり、アメリカが政治的・軍事的支持を要請した問題も... 検証」しているし（甲24・和訳で4頁部分）、「ヨーロッパの同盟国がアメリカの安全保障戦略に対応していたのか」（同5頁部分）、「イギリスとアメリカからの大量破壊兵器についての（公的）情報を AIVD と MIVD（原告代理人注・いずれもオランダの情報機関）がどのように取り扱ったのか」（同6頁部分）、「2002年11月15日に、オランダはイラクに対する軍事力の動員をアメリカから求められた数ある国の一つであって。この要求に関しては疑問が呈されていた。この文脈で、委員会（原告代理人注・オ

ランダの報告書を作成したダーヴィッツ委員会)は軍事的準備に寄与することがイラクの軍事行動への参加につながるか否かを検討している」(同6頁部分)、「オランダは最終的に、攻撃用の武器の使用可能性に関係したアメリカの要求の二つ目の部分は拒否した」(同6頁部分)といった他国との協議内容についても報告・公表している。

したがって、被告主張のような「当然の国際慣行」がないことは明らかである。

被告は、政策決定を行う際の判断要素等を盛り込みながらの記述がなされていること等を理由に3号該当性を主張するが、日本が、どのような他国との関係でいかなる交渉上の不利益を被るかの具体的な説明は依然としてなく、具体的にどのような理由で日本の安全が害されるおそれがあるかの説明もない。このような抽象的なおそれの説明で3号該当性を認めることはできない。

また、被告は、この不開示部分に、公表された会談や協議が記載されていることを認めながら、切り分けが困難であると主張するが、すでに指摘したとおり、文字列で記載された報告書についてその区別が容易でないとは考えられない。被告も公表資料に含まれる情報と同一の情報が不開示部分に含まれていることは認めている。それゆえ、現状の決定は、本来であれば開示すべき情報も区別せずに不開示扱いしていることは明らかであり、不開示部分が広汎にすぎ、その点においてすでに取り消しを免れないものである。

1.1 項目「米側への働きかけ」について

被告は、この不開示部分についても、公表済の情報が含まれていることを認めている。被告は切り分けが困難と主張するが、すでに述べたとおり、文字列である本件文書1についてそのような主張は認められない。被告も公表資料と同一内容の情報が不開示部分に含まれていることは認めている。それゆえ、現状の決定は、本来であれば開示すべき情報も含めて不開示扱いしていることは明らかであり、不開示部分が広汎にすぎ、その点においてすでに取り消しを免

れないものである。

また、被告は、分量が少ないからといって不開示事由該当性が認められないとはいえない旨主張する。しかし、前記第1、2のとおり、原資料等を取捨選択して作成した本件文書1は、必然的に、原資料より相当程度抽象化された記載になるはずであり、それゆえ、現に分量も少なくなっていると考えられる。これらのことからすれば、二次資料に過ぎない本件文書1について、3号の「おそれ」や、5号ないし6号の法的保護に値する蓋然性を認めるに足りる具体的な支障は考えがたい。

1 2 項目「米国以外の各国への働きかけ」について

被告は、この不開示部分の記載に、甲第9号証及び第11号証の内容と同一の内容が含まれていることを認めたに等しく、仮に不開示を維持できる部分が含まれているとしても、すでに述べたとおり、文字列である本件文書1について切り分けが困難であるとも考えられない。被告も公表資料と同一内容の情報が不開示部分に含まれていることは認めている。それゆえ、現状の決定は、本来であれば開示すべき情報も含めて不開示扱いしていることは明らかであり、不開示部分が広汎にすぎ、その点においてすでに取り消しを免れないものである。

また、被告は、日本が対イラク武力行使の問題において、米国以外の関係各国に対し、どのような調整・協議が行われてきたか等の記述があるととして3号該当性を主張する。しかし、2003（平成15）年3月の外務大臣会見において、当時の川口順子外務大臣は、対イラク問題について関係各国の名称や面談した相手を具体的に説明している。すなわち、新たな安保理決議の採択に向けて、日本が働きかけていた国や働きかけの内容について、川口大臣は、「ドイツ、英国、それからアフリカのギニア、カメルーンと話をしました」「アンゴラのミランダ外務大臣」「ブッシュ米国大統領とムシャラフ・パキスタン大統領、

それからチリのラゴス大統領」と国名や会談相手の名前を挙げて、詳細に説明している（甲34）、米国以外の関係各国との調整・協議等が3号等の不開示事由に該当し開示できないとの被告の説明は誤りである。

1.3 項目「武力行使の法的側面」について

被告は、当該不開示部分には、「対イラク武力行使にしかるべき法的根拠を持たせるための我が国の見解、当時我が国として連携を重視していた特定の国との調整や、当該特定の国に対する我が国の評価等について記載されており」と説明するが、当時の川口外務大臣は、対イラク武力行使に関する国際法上の法的側面について、大臣会見で記者の質問に応じて見解を述べており（甲34）、法的側面に関する見解等は不開示とすべき事柄ではないことを示している

そもそも、国内法や国際法等の法規範は公表情報であり、対外的に公表できない法的根拠では、国内のみならず国際社会においても正当性の説明ができないのであるから、法的側面に関する政府見解等を不開示とすることはあり得ない。

原告準備書面(6)でも述べたとおり、他国の検証報告書には、対イラク武力行使に関する法的見解が詳細に記載されており、国際的に見ても、対イラク武力行使に関する法的側面に関する政府見解は公にされていることがわかる。さらに、同準備書面で説明したとおり、外務省による開示文書に、対イラク武力行使に関する日本の法的見解が詳細に記述されている（甲31、32）。

このように、当該不開示部分に関する被告の主張についても、不開示とすべき合理的な理由を見出すことはできない。

1.4 項目「武力行使支持の理由」について

被告は、この不開示部分の記載内容について、被告準備書面(7)26頁において、従前の説明を若干補足し、「イラクのみならず、我が国の安全保障に今なお

深く関わる特定の国・地域的情勢及びこれらの国・地域と我が国の関係に係る我が国の評価が含まれている」旨説明する。

また、被告は、本件不開示部分の分量に着目した原告の主張が失当である旨反論する。しかしながら、上述のとおり、本件文書1に記載されている情報は、原資料や聴き取り結果そのものなどの具体的なものとは異なるから、自ずと抽象化されていて当然であり、そのように抽象化された情報からは、日本の対応についてある程度の予測が可能であるとしても、これを超えて、日本の今後の対応等を正確に予測することなどできない。特に、本項目に記載された内容は、日本が対イラク武力行使を支持した理由であり、あくまで、「当時の」安全保障環境に関する記述が大半を占めていることが推測できる。このような15年も経過した過去の国際情勢に関する事実を公表したからといって、日本の今後の対応等を正確に予測することなどできないことは一層明らかであるから、不開示情報該当性を認める余地はない。

15 項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」について

被告は、この不開示部分の記載内容について、被告準備書面(7)26頁において、従前の説明に加えて、「イラク攻撃支持に対する国民の理解を得るとの観点から、関係国に対して行った働きかけの内容や説明手法に関する省内外での検討状況についても記載されている」旨説明する。

また、被告は、「当該不開示部分においては、国民の理解を得るとの観点からも諸外国への働きかけが行われているとする記述も見受けられるのであり、外交政策の立案・実施過程において、国内世論やそれを踏まえた国内への説明責任をいかなる手法を用いながら果たすかとの点は、外交政策に大きな影響を及ぼす」などと主張する。

しかしながら、そもそも、「イラク攻撃支持に対する国民の理解を得るとの観点から、関係国に対して行った働きかけ」という説明自体が何を指しているの

か意味が明確ではない。

また、被告は、従前、本項目の不開示部分の記載内容について、「国民への説明責任を果たすとの観点から外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含む広報活動の態様、国会議員への説明等の具体的な取組について、その効果も含めた詳細な検証結果が記載されている」（被告準備書面(5)50頁）と説明し、この不開示部分には、もっぱら「国内向けの事柄」についての記載が存する旨主張していたにもかかわらず、この期に及んで、いかにもこの不開示部分には、諸外国が関係する記述が存するかの主張を始めた（しかも、上に述べたとおり、その説明内容は意味不明である。）。このような被告の主張の経過に照らせば、仮に、当該不開示部分に諸外国が関係する記述が存するとしても、被告が不開示決定において、当該記述の存在を重視していなかったことは明らかであり、これにより、他国との交渉上不利益を被るおそれを認める余地はない。また、「国内向けの事柄」に関する記載が中心をなす不開示部分を開示することで、なにゆえ他国との交渉上不利益を被るおそれが生じるのか、その論理は不明である。

そして、本項目に記載された内容は、日本が対イラク武力行使を支持した理由であり、あくまで、「当時の」国民への説明責任についての検証が大半を占めていることが推測できるのであり、このような15年も経過した過去の事実に対する検証結果を公表したからといって、「現在の」外交政策に「大きな影響を及ぼす」はずもない。

「国内への説明責任をいかなる手法を用いながら果たすか」という点についてさえ開示できないというのは、国民への説明責任を果たしてない（あるいは説明責任を果たす気がない）との誹りを免れない。

1.6 項目「情報収集・分析」について

被告は、この不開示部分の記載内容について、被告準備書面(7)27頁において、従前の説明に加えて、「今後、情報収集・分析を行うべき主体、活用すべき具体的な情報収集先、外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的な連携方法、収集する情報の種類や分析の程度、それに伴う制約等について評価、提案がされている」旨説明する。

また、被告は、「国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な性質の情報提供は、情報内容や情報提供元も公にしないことが当然の国際慣行である〔る〕」(下線原告代理人)と主張する。しかし、このような国際慣行の存在を被告は全く立証できていないばかりか、上述のとおり、対イラク武力行使に直接関わったイギリスも、詳細な検証結果報告を公表していることから、このような国際慣行があるとはとても考えられない。「国際慣行」が顕著な事実該当しないことは明らかであるから、被告において「当然の国際慣行」と主張するのであれば、その「国際慣行」の内容を具体的に主張立証すべきである。

また、15年もの「時の経過」によって、国際情勢、社会情勢、当該情報に関する事務の進行の状況等の事情が当時とは大きく異なっているし、情報収集の手法なども当時と異なっていて当然であるから、被告の主張する「おそれ」の具体的蓋然性が認められないことは、前記第1、4で述べたとおりである。

1.7 項目「政策決定・実施」について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、被告準備書面(7)28～29頁において、従前の説明に加えて、「対イラク武力行使支持に関し、我が国の政策決定・意思決定プロセスにおいて、政府内及び米国を始めとする関係国間での様々なレベル間での連携の具体的内容を分析した上、その効果や重要性を個別に評価しているほか、結果としてイラクにおける大量破壊兵器が確認できなかった事実に関して、問題点及び教訓等が記載されている」旨説明する。

また、被告は、本件不開示部分の分量に着目した原告の主張が失当である旨反論する。しかしながら、上述のとおり、本件文書1に記載されている情報は、原資料や聴き取り結果そのものなどの具体的なものとは異なるから、自ずと抽象化されていて当然であり、そのように抽象化された情報からは、日本の対応についてある程度の予測が可能であるとしても、これを超えて、日本の今後の対応等を正確に予測することなどできない。特に、本項目に記載された内容は、「当時の」「政府内及び米国を始めとする関係国間での様々なレベル間での連携の具体的内容」などが記載されているにすぎず、15年も経過した過去の事実を公表したからといって、日本の今後の政策決定・意思決定プロセスを推察することが可能なはずはなく、不開示情報該当性を認める余地はない。

また、「結果としてイラクにおける大量破壊兵器が確認できなかった事実に関して、問題点及び教訓等」が記載されているとしても、このような再度起きることが容易に想定しがたい特殊な、かつ、15年も経過した過去の事実を公表することによって、被告の主張する「おそれ」が生じる具体的な蓋然性を認めることはできない。

1.8 項目「国民への説明責任」について

被告は、この不開示部分の記載内容について、被告準備書面(7)29～30頁において、従前の説明を若干補足し、「当時の国内世論を踏まえた今後あるべき広報活動の具体的主張や時期について記載されている」旨説明する。

「日本の国民に対する説明責任の在り方という国内向けの事柄にとどまり、対外的・国際的に何らかの具体的な支障が生じるものとは到底想定できない」という原告主張に対し、被告は、「このような主張が失当であることは、上記1.5(2)で述べたとおりである」と主張する。しかし、上記項目1.5と異なり、被告の主張によっても、本項目には、「イラク攻撃支持に対する国民の理解を得るとの観点から、関係国に対して行った働きかけ」については記述されていない。

したがって、本項目の不開示情報は、「国内向けの事柄」にとどまるから外交政策ないし対外的・国際的に影響を与えるものでないことは明らかである。項目15を引用することで項目18の反論にしようとする被告の対応は、それ自体誤りである。

再度の指摘になるが、「今後あるべき広報活動の具体的主張や時期」という点についてさえ開示できないというのは、国民への説明責任を果たしてない（あるいは説明責任を果たす気がない）との誹りを免れない。

19 「参考資料2（検証チーム名簿）」について

被告は、当該不開示部分の記載内容について、従前と同様の説明をする。

また、被告は、「情報が集中している」「在米大使館特命全権公使に不当な働きかけを行うことが効率的などとするのは原告独自の見解であり、上記主張は前提において誤りである」などと反論するが、「原告独自の見解」と反論するのみで、なんら具体的な反論ができていない。

本件文書1の検証チームのメンバーは、本件文書1による検証にかかわったメンバーに過ぎず、現在も同部署にいるとは限らないし（むしろすでに異動して別部署にいる蓋然性が高い。）、しかも、あくまでも過去の事案の検証のためのメンバーとして特定されているに過ぎず、イラク戦争開戦「当時の」意思決定をしていたメンバーとして特定されているものではない。石川和秀在アメリカ合衆国大使館特命全権公使についても不当な働きかけのおそれがあると主張しながら、同人の氏名及び肩書は公開でき、その余のメンバーの氏名及び肩書は公開できないことについて、合理的な説明は全くなされていない。

以上